

入院時食事療養費標準負担額の減額申請について

市町村民税非課税世帯の方は、標準負担額の減額が受けられます。

一般 1食 460円(1日 1380円)

⇒ 減額後 90日以内：1食 210円（1日 630円）
90日以降：1食 160円（1日 480円）

[申請手続き] ※詳しくは保険者にご確認ください

- ① 市町村民税非課税証明書等を役場でもらう
- ② 保険証と非課税証明書を持って、保険者に申請する
- ③ 『標準負担額減額証明証』が保険者より交付されたら、速やかに会計にご提示下さい